

# 岐 阜 県 公 報

## 目 次

議会訓令甲

岐阜県議会議務局処務規程の一部を改正する訓令

(議会総務課)

ページ  
一

号外 (三) 平成十九年 四月 一日

## 議 会 訓 令 甲

岐阜県議会議訓令甲第二号

岐阜県議会議務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年四月一日

岐阜県議会議長 白 橋 国 弘

岐阜県議会議務局処務規程の一部を改正する訓令

岐阜県議会議務局処務規程(昭和三十七年岐阜県議会議訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

第四条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五項を削り、第六項を第四項とする。

第八条第一項第三号及び第四号中「及び参事」を削る。

第二十条第一項中「三十年」の下に「十五年」を加え、同条第二項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同項第四号イ中「給与及び出張」を「及び給与」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第一号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

附 則

二 十五年保存 会計及び出張に関する書類

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週

( 火 曜 日 )

発 行

( 休 日 に 当 た る )  
( 時 刻 は 翌 日 )

平 成 十 九 年 四 月 一 日

平成十九年四月一日印刷  
平成十九年四月一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

印刷者  
印刷所  
定価  
一か年  
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜県尾文芸社